

鳥取縣條例第二十七號
條 例

昭和二十三年四月九日 金曜日
第千八百九十八號

本章ノ太字ノハ常定標榜スル。

縣立學校入學選拔手數料徵收條例を次のように定める。

昭和二十三年四月九日

鳥取縣知事 西尾愛治

縣立學校入學選拔手數料徵收條例

第一條 縣立學校の入學志願者に對してはこの條例により入學選拔手數料を徵收する。但し盲學校、聾學校の生徒兒童に對してはこれを徵收しない。

第二條 入學選拔手數料は志願者一人につき五拾圓とする。

第三條 入學選拔手數料の納期については別に定める規則による。

第四條 納付した入學選拔手數料は如何なる場合でもこれを見付しない。

第五條 この條例は昭和二十三年三月一日からこれを適用する。

附 則

全日制の課程にあつては年額貳千壹百六拾圓

定期制の課程にあつては同七百貳拾圓

夜間の課程にあつては同壹千貳百圓

この條例は昭和二十三年四月一日からこれを適用する。

◆ 鳥取縣條例第二十八號

鳥取縣告示第百六十七號

市計畫法施行令第三十一條の補充員を次のようて決定した。

昭和二十三年四月九日

告

示

◇鳥取縣告示第百六十七號

次の施設を生活保護法第七條による保護施設として昭和二十三年四月一日設置しその事務費を下欄の通り定めた。

昭和二十三年四月九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治 記

事業種別施設名 設置主体 在所在地 當り事務費 一人一日

母子保護事業 倉吉町立母子寮 倉吉町 東伯郡倉吉町 一、三三

收容授産事業 旭村立收容、旭村 今泉 旭村大字今泉 一、三三

授產場 渡村立更生寮 渡村 西伯郡渡村 一、三三

三朝授產場 島取縣東伯郡三朝村一、三三

昭和二十三年二月二十六日執行の境特別都市計畫復興土地

區割整理施行地區の土地區割整理 負選舉により特別都

◇鳥取縣告示第百六十八號

昭和二十三年二月二十六日執行の境特別都市計畫復興土地

區割整理施行地區の土地區割整理 負選舉により特別都

01056

01010

01055

鳥取縣公報

告

示

土地所有者の部

西伯郡境町大正町

所

鳥取縣知事 西 尾 愛 治 氏名

同 同 同 同

◇鳥取縣告示第百六十九號

家畜傳染病豫防法第七條の規定により次の區域内に飼養するすべての蓄牛及種牡牛に對して牛の傳染性流産「とりこもなす」症定期検診を施行するから當該牛の所有者又は管理者は所定の日時及び場所に蓄牛を牽付け検診を受けなければならない。

昭和二十三年四月九日

檢診月日

檢診區域

檢診場所

牽付時刻

四月廿三日

東伯郡竹田村

同上

午前九時

同

山守村

同上

同

同

上中山村

同上

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

昭和二十三年四月九日

昭和二十三年二月六日付鳥取縣公報第千九百四十一號告示第三十九號中次のように正誤する。

正誤

のため申添えます。

昭和二十三年二月六日付鳥取縣公報第千九百四十一號告示第三十九號中次のように正誤する。

八十一行目 一、三三五ノ二 一、三三

集報

三

市長公印盜難について

神奈川縣川崎市役所大師第一出張所において昭和二十三年二月十日市長公印の盜難がありこれを轉入、轉出その

長發行の證明等について不審の点あるものは必ず川崎市長宛御照會の上不正使用防止に御協力下さいなすようお願いいたします。

01056